

◎新潟県告示第498号

獣医療法（平成4年法律第46号）第11条第1項の規定により新潟県における獣医療を提供する体制の整備を図るための計画を定めたので、平成24年4月6日から5月6日まで新潟県農林水産部畜産課及び各家畜保健衛生所において縦覧に供する。

平成24年4月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦